

昭和農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更理由書及び当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和8年2月2日

昭和町長 塩 澤 浩



1 昭和農業振興地域整備計画案等の縦覧

(1) 縦覧場所

昭和町役場 環境経済課 中巨摩郡昭和町押越542番地2

(2) 縦覧の期間

自 令和8年2月2日

至 令和8年3月4日

2 意見書の提出

- (1) 昭和町の区域内に住所を有する者（町内に事務所を有する法人も含まれる）は、農業振興地域整備計画の案について、令和8年3月4日（縦覧期間満了の日）までに、町へ意見を提出することができる。
- (2) 意見の提出は、提出年月日、氏名及び年齢又は名称並びに住所、意見の趣旨及び理由書等を記載した書面に提出者が押印し提出する。
- (3) 意見の提出先は、昭和町役場環境経済課（中巨摩郡昭和町押越542番地2）とする。
- (4) 提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画の公告時に併せて公告する。

3 異議の申出

- (1) 昭和農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年3月4日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申出ることができる。
- (2) 異議の申出は、申出年月日、氏名及び年齢又は名称並びに住所、申出の趣旨及び理由等を記載した書面に申出者が押印し提出する。
- (3) 異議の申出先は、昭和町役場環境経済課（中巨摩郡昭和町押越542番地2）とする。